「具体的な配慮または工夫の内容」の欄には、景観形成の誘導方針を踏まえ、該当する項目について太枠内に内容を記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 景観形成の誘導方針 | 具体的な配慮または工夫の内容 | 適否 |
| 良好な沿道沿線景観を形成するよう、歩行者や車窓からの見え方に配慮し、景観を阻害しない配置、規模とする。 |  | 適・否 |
| 屋外広告物の数や面積は、必要最小限に抑制するとともに、複数の広告物については、集約化・集合化を行う。 |  | 適・否 |
| 屋外広告物の色彩は、秩序のある景観を形成するよう周辺と調和したものとする。（蛍光塗料・発光塗料は使用しない。） |  | 適・否 |
| 照明を伴う広告は、光源の種類、位置、照明方法などを工夫し、過剰な光の散乱を防止する。 |  | 適・否 |

【共通方針】

【種類別方針】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 景観形成の誘導方針 | 具体的な配慮または工夫の内容 | 適否 |
| 屋上広告物 | 周辺の景観との連続性や建築物本体との調和に配慮した規模、形態・意匠とする。 |  | 適・否 |
| 壁面利用広告物 | 建築物の壁面との調和に配慮した形態・意匠とする。 |  | 適・否 |
| 窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置してはならない。 |  | 適・否 |
| 突出し広告物 | 建築物本体との調和に配慮した形態・意匠、色彩とする。 |  | 適・否 |
| 独立広告物 | 大規模なものや高いものは避け、周辺の景観との連続性に配慮した規模、形態・意匠、色彩とする。 |  | 適・否 |
| 屋外広告物を掲出する支柱等の色彩は、秩序のある景観を形成するよう落ち着きのあるものとする。 |  | 適・否 |